

さぬき市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成25年度定期監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成26年3月24日

さぬき市監査委員 中 村 俊 則  
さぬき市監査委員 大 村 一 彦

平成25年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び実施日

対 象		監査実施日	
部 課 名 等	期 間		
上下水道部	下水道課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	平成25年11月25日
	水道課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	
支所	大川支所	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	
総務部	地域情報課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	
支所	寒川支所		
市民病院 経営管理局	総務企画課 患者サービス課 施設管理課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	
津田診療所			平成25年11月26日
会計課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで		
監査委員事務局			
市民部	生活環境課 人権推進課 市民課 税務課	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで	平成25年11月27日
	議会事務局議事課		

建設経済部	建設課 農林水産課 都市計画課 土地改良課 商工観光課	平成 24 年 12 月 1 日から 平成 25 年 11 月 30 日まで	平成 26 年 1 月 20 日
農業委員会事務局			
健康福祉部	志度保育所 志度放課後児童クラブ	平成 24 年 12 月 1 日から 平成 25 年 11 月 30 日まで	平成 26 年 1 月 21 日
教育委員会 事務局	志度幼稚園 志度学校給食共同調理場 志度小学校 さぬき南中学校		平成 26 年 1 月 22 日
	教育総務課 学校再編対策室 学校教育課 生涯学習課		
支所	津田支所		
健康福祉部	福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 国保・健康課 介護保険課	平成 24 年 12 月 1 日から 平成 25 年 11 月 30 日まで	平成 26 年 1 月 24 日
支所	長尾支所		
総務部	総務課 秘書広報課 管財課 政策課 予算調整室	平成 24 年 12 月 1 日から 平成 25 年 11 月 30 日まで	平成 26 年 1 月 28 日
選挙管理委員会事務局			

## 2 監査の方法

平成 24 年度及び平成 25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか重点をおき、各課から監査関係資料等の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理において、改善、検討を要する事項が見受けられた。比較的軽微な事項については、その都度口頭により関係課に改善するように指導した。

なお、指摘事項は次のとおりである。

### 記

#### (1) 収入未済額の縮減について

収入未済額の縮減については、平成 23 年度に市民部税務課に債権管理室を設置して、平成 24 年度から本格的に徴収事務を開始したことや、大川広域行政組合、香川滞納整理推進機構との連携により、市税、税外債権ともに一定の成果をあげている。

特に税務課及び債権管理室と連携を密にしている所管課については、過年度収入未済額の徴収効果が表れているとともに、徴収技量が蓄積されていると認められる。

しかしながら、平成 24 年度末の市税収入未済額は 660,433,546 円であり、平成 24 年度調定額に対する収入未済額比率は 2.61%、税外債権収入未済額は 274,209,825 円（水道事業会計及び病院事業会計の平成 24 年度未収金を除く。）であり、平成 24 年度調定額に対する収入未済額比率は 1.83%（水道事業会計及び病院事業会計の調定額・未収金を除く。）と多額になっており、税負担の公平性、受益者負担の観点から、引き続き収入未済額の縮減に取り組むことを意見する。

加えて、企業会計については、決算時に現年度未収金のうち、滞納額を把握することを意見する。

なお、今回の定期監査においては、平成 25 年度中であり、評価については平成 25 年度決算審査時に現年度及び過年度の収入未済額を時系列的にとらえて評

価することとしたい。

## (2) 各種補助金等の見直しについて

各種補助金等の見直しについては、平成 19 年度末に示された補助金見直し基準に基づき、毎年定期監査において、各課の取り組み状況を監査してきたところである。その結果、補助金見直し基準に対して、総体的に不作為の事務執行に終始しているため毎年見直しを意見としてきたところである。

この度、平成 25 年 12 月 24 日付で「さぬき市補助金等交付規則」を改めて公布し、例規の整備について総務課より指示しており、今後の見直しの成果を大いに期待する。

平成 25 年度定期監査において、合併 10 周年記念事業・元利子補給事業・例規等により客観的に公益上必要性があると判断した事業を除き、114 件、補助金額 256,241,669 円を抽出し、各所管課の取り組み状況聴取と補助金実績報告書の収支報告書等によって公益上の必要性の有無・交付方法・使途内容等を一切考慮せずに、単純に分類した結果は下記のとおりである。

内 容		件数	補助金額(円)
1	補助金交付額以上の繰越金がある団体	17	1,682,630
2	補助金が支出金額総額の 1/2 以上の団体	49	36,897,082
3	補助金を上・下部組織に配分、使途未確認の団体	17	54,927,166
4	意図的に収支額を同額とし、団体の実態収支未確認の団体	8	766,000
合 計		91	94,272,878

※ 2 以上の内容に該当する場合、件数・補助金額は重複計上している。

(重複件数 17 件、重複補助金額 23,579,000 円)

上記は一観点からとらえた課題提起であるが、各補助金の内容を精査し、前例にとらわれることなく、公益上必要であるという確証のもとに補助金交付事業を算出の合理的基準と補助の効果を検証し、見直すことを意見する。

## (3) 共通商品券発行事業について

平成 25 年 4 月 1 日に契約を締結しているさぬき市共通商品券事業に関する委託契約書（以下「同契約書」という。）に基づいて、さぬき市は受託者さぬき市商工会（以下「さぬき市商工会」という。）に委託料 499,800 円を支出しているが、その支出金額の算定根拠となる合理的基準が明確でない。

また、同契約書第 2 条において、さぬき市商工会に商品券発行事務を委託しているにもかかわらず、さぬき市は特別会計から商品券発行事務に関わる消耗品費 107,625 円、印刷製本費 603,750 円、修繕費 61,950 円、合計 773,325 円を支出している。

これには、上記物件費支出に関わる相当の人件費も充当されていると解することが妥当であり、契約によりさぬき市が商品券発行事務を委託していることと、特別会計により商品券事業費を支出していることは不整合である。

さらには、同契約書第2条において、さぬき市商工会に商品券販売事務を委託しているにもかかわらず、当該商品券購入者に対する領収書発行者が所管課である商工観光課となり、領収印にあたる取扱者印はさぬき市商工会担当者となっていることは、契約の内容及び形式のいずれの面からとらえても不整合である。

いずれにしても、さぬき市共通商品券条例第1条に定めるとおり、市内における消費拡大と商工業の振興及び活性化の目的を達成するため、委託料算定基準の明確化、委託業務内容のうち商品券発行事務と経費負担の整合化、商品券販売事務と販売代金受領の整合化を図るとともに態勢を見直すことを意見する。

#### (4) 工事請負変更契約締結について

平成24年度における設計金額100万円以上、235件の工事請負総件数のうち、変更契約件数は154件であり、総件数に占める変更契約件数比率（以下「同比率」という。）は約66%と高い状況にある。

平成25年度定期監査においても、設計金額100万円以上、148件の工事請負総件数のうち、変更契約件数は63件であり、同比率は約43%の状況にある。

定期監査は期半ばであるため、平成25年度決算期末において、同比率はさらに高まると予測される。

変更契約はその原因が後発事由によるかどうか、そして工事量・期間・質等の妥当性を検証して締結するものであり、工事内容の透明性を高めるために必要不可欠な手続きである。しかしながら一方で、所管事務の効率性を低下させるという相反する手続きでもある。各年度における比率推移を注視しながら、顕著な比率増減傾向を示した際には提言を行いたい。

また、平成24年度における設計金額100万円以上、235件の工事請負総契約のうち、予定価格超過変更契約件数79件、予定価格超過金額166,093,200円、平成25年度定期監査時における設計金額100万円以上、148件の工事請負契約のうち、予定価格超過変更契約件数29件、予定価格超過金額77,828,100円となっている。

予定価格超過金額は、当初予定価格を変更していないため発生していると考えられるが、予定価格内変更契約と同列の決裁権限が適切か否か検討されることを意見する。

#### (5) 文書管理について

現在、永年保存文書及び保存年限まで保管する文書については、本庁舎及び各

支所並びに旧天王中学校で分散保管しているが、その文書整理及び保管状況は十分とは言い難い。

今後、庁舎の再編整備が具体的に検討されることとなり、それに伴って保管・保存文書の移動が発生する可能性が生じると予想される。

そのため、公共施設マネジメント検討に先行して、新施設あるいは既存施設の利活用によって、安全な文書保管施設を整備することを意見する。

#### (6) 公共施設の管理体制と統廃合について

市内に多数所在している公共施設の管理については、建設時の目的により、現在の所管課となっているが、市及び市民の利用状況等に応じた所管部・課の変更等、合理的かつ効率的な管理体制を構築することを助言する。

また、各公共施設は建築後数十年が経過しており、維持修繕費が年々増加傾向にあり、耐震基準を満たしていない施設も見受けられる。

現在策定中の公共施設白書に基づく目的別施設の公平かつ適正な配置と、不用施設の処分等における国の施策を見極めつつ、市公共施設グランドデザインを策定することを併せて助言する。

なお、学校再編に伴う統廃合による閉校等空き施設の管理については、周辺の治安維持と公有財産損失防止の適正かつ効率的な管理体制を構築するよう注意する。

#### (7) 選挙の投票所、投票時刻の見直しについて

現在、市内には 36 か所の投票所がある。平成 24 年度定期監査において、行政改革の観点から、各市の状況、経費削減等行政側の効果、投票人のデメリットを検証し、36 か所の投票所が妥当なのかどうか、見直しの検討を望んだ結果、市側より以下の回答を得た。

投票所を 20 か所で試算したところ、市政選挙では 320 万円の経費削減効果があるものの、国政選挙及び県政選挙では、県委託金が減少し、それぞれ 80 万円、130 万円の支出増となる。加えて、投票人のデメリットも大きくなるため、投票所の数については、当面現行どおりが適切と判断する。

また、投票日の時刻について、現在午後 8 時まで行われているが、平成 25 年 7 月 21 日に行われた参議院議員通常選挙においては、選挙当日有権者数 43,603 人に対して、投票者総数 24,708 人、投票率 57%であり、うち投票日の投票者数は 17,123 人、投票者総数に占める比率は 69%、そのうち午後 6 時から午後 8 時までの投票者数は 2,168 人、投票日の投票者数に占める割合は 13%、投票者総数に占める割合は 9%であった。

投票時刻の見直し対象者である 2,168 人については、市役所本庁と寒川支所の

2 か所ではあるが、期日前投票により午後 6 時以降に投票する機会を十分に提供していると解することが妥当である。

投票時刻を 2 時間前倒しすることは、投票人のデメリットよりも、投票受付及び開票作業に関わる人件費削減の効果が大きく、開票結果の迅速化も図れることを考慮すると、投票時刻の見直しについて、検討することを助言する。

(8) 未調定について

平成 25 年度中において、本来であれば、債権が発生した年度において調定すべきであった事案が判明し、調定を行った。

本事案は、所管部局内における相互点検体制の不備、あるいは不作為の事務執行が要因として考えられるが、いずれにしても問題を共有して透明性を確保するという職員各自の認識が必要であり、そのための内部統治機能を充実させることを助言する。

#### 4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等は、次のとおりである。

##### 記

(1) 改善された事項

随意契約の根拠規定については、平成 24 年度定期監査において、地方自治法施行令に基づく随意契約締結の根拠規定に違法性はないものの、各課の考え方にばらつきが見受けられた。

平成 25 年度定期監査においては、管財課が随意契約ガイドラインを作成して周知した結果、概ね改善されたと評価する。

【管財課】

(2) 改善を要する事項

特になし